独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	沖電気工業株式会社	コード	6703
提出日	2021/6/7	異動（予定）日	2021/6/29
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため		
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）			

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	浅羽　茂	社外取締役	○													○		有
2	斎藤　保	社外取締役	○										△					有
3	川島 いづみ	社外取締役	○													○		有
4	木川　眞	社外取締役	○							△			△					有
5	志波 英男	社外監査役	○										△					有
6	牧野 隆一	社外監査役	○								△							有
7	津田 良洋	社外監査役	○								△						新任	有

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1	浅羽茂氏は、早稲田大学大学院経営管理研究科教授であり、日本甜菜製糖株式会社の社外取締役であります。なお、上記会社と当社には取引関係はございません。	現早稲田大学大学院経営管理研究科教授で、産業組織、企業戦略、競争戦略、所有構造と戦略、ファミリービジネスを専門分野とし、ビジネス全般における学術的専門知識および高い倫理観を有しております。加えて、経営陣からの高い独立性を有すると共に、他社の社外取締役としての経験もあり、また人事・報酬諮問委員会の委員長を務めております。以上から、特にビジネス全般に関する学術的な専門的知見に基づき、中長期経営計画の進捗監督、社長等の後継者育成計画の監督、取締役会における審議の深化を始めとする経営の監督機能および利益相反の監督機能の強化への貢献を期待し、社外取締役として適任と判断し、社外取締役候補者としました。なお、浅羽茂氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記理由により社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。 浅羽茂氏は、十分な独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断しております。
2	斎藤保氏は、株式会社IHIの相談役および株式会社かんぽ生命保険の社外取締役であります。また、2021年6月に古河電気工業株式会社の社外取締役に就任予定であります。その取引額はOKIグループの売上高の1%未満、同3社の売上高の1%未満であります。	長年株式会社IHIの代表取締役を務め、業界のみならず日本のビジネスリーダーとして、製造業に関する豊富な経営経験および高い倫理観を有しております。加えて、経営陣からの高い独立性を有すると共に、他社の社外取締役としての経験もあり、また人事・報酬諮問委員会の委員を務めております。以上から、特にその豊富な経営経験に基づき、中長期経営計画の進捗監督、社長等の後継者育成計画の監督、リスク・危機対応への改善等を始めとする経営の監督機能および利益相反の監督機能の強化への貢献を期待し、社外取締役として適任と判断し、社外取締役候補者としました。 斎藤保氏は、十分な独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断しております。
3	川島いづみ氏は、早稲田大学社会科学総合学術院教授であります。	現早稲田大学社会科学総合学術院教授で、商法（特に会社法）、金融商品取引法を専門とし、特に会社法とコーポレートガバナンスに関する学術的専門知識と高い倫理観を有しております。加えて、経営陣からの高い独立性を有すると共に、他社の社外取締役としての経験もあり、また人事・報酬諮問委員会の委員を務めております。以上から、特に会社法・金融商品取引法等の法律の専門家としての知見に基づき、取締役会における審議の深化、社長等の後継者育成計画の監督、リスク・危機対応への改善等を始めとする経営の監督機能および利益相反の監督機能の強化への貢献を期待し、社外取締役として適任と判断し、社外取締役候補者としました。なお、川島いづみ氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記理由により社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。 川島いづみ氏は、十分な独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断しております。
4	木川眞氏は、2002年4月から2005年3月まで株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）の常務執行役員および常務取締役を務めておりました。株式会社みずほ銀行は当社の主要な借入先であり、2020年度の借入額は227億円です。また、同氏は、株式会社小松製作所および株式会社セブン銀行の社外取締役であります。その取引額はOKIグループの売上高の1%未満、同2社の売上高の1%未満であります。なお、同氏はヤマトホールディングス株式会社の特別顧問および株式会社肥後銀行の社外監査役も務めておりますが、同2社と当社には取引関係はございません。	金融機関での役員経験を経て、ヤマトホールディングス株式会社の代表取締役を10年以上務め、ICTを活用したビジネスモデルの変革を行うなど、ロジスティックス業界を中心とした豊富な経営経験および高い倫理観を有しております。加えて、経営陣からの高い独立性を有すると共に、他社の社外取締役としての経験もあり、また人事・報酬諮問委員会の委員を務めております。以上から、特にその豊富な経営経験に基づき、中長期経営計画の進捗監督、社長等の後継者育成計画の監督、リスク・危機対応への改善等を始めとする経営の監督機能および利益相反の監督機能の強化への貢献を期待し、社外取締役として適任と判断し、社外取締役候補者としました。 木川眞氏は、十分な独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断しております。
5	志波英男氏は、2007年4月から2018年3月まで株式会社フジクラの執行役員（2014年6月から2016年6月までは取締役も兼務）を務めておりました。また、株式会社アウトソーシングの社外取締役（監査等委員）を務めておりますが、同2社と当社との取引額は、双方から見て売上高の1%未満です。	メーカーにおいて経理部門長、企画部門長、本社部門の統括等を担った後、取締役上席常務執行役員を務めると共に海外勤務の経験を有しています。その豊富な経験、グローバルな知見および高い倫理観を活かし、当社の経営に対する適切な監査を行えると判断したため、監査役として選任されました。なお、上記経歴から、当社の監査に必要な財務、会計、法務に関する相当程度の知見を有しております。 志波英男氏は、十分な独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断しております。
6	牧野隆一氏は、1980年4月から2019年6月まで公認会計士として有限責任あずさ監査法人に所属しておりました。また、株式会社シンクロ・フードの社外監査役および牧野隆一公認会計士事務所長を務めております。同3社と当社との取引額は、双方から見て売上高の1%未満です。	公認会計士として、長年に亘りメーカーその他各種業界の会計監査に携わってきました。また内部統制に関する高い知見を有しております。その豊富な経験、知識および高い倫理観を活かし、当社の経営に対し、客観的、中立的な監査を行えると判断したため、監査役として選任されました。なお、上記経歴から、当社の監査に必要な財務、会計、法務に関する相当程度の知見を有しております。また牧野隆一氏は会社の経営に関与された経験はありませんが、上記理由により社外監査役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。 牧野隆一氏は、十分な独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断しております。
7	監査役候補者津田良洋氏は、トライベック株式会社の常勤監査役であり、また2021年6月に株式会社プロネクサスの社外監査役に就任予定です。同2社と当社の取引額は双方からみて売上高の1%未満です。	公認会計士として、長年に亘り各種業界のグローバルを含めた会計監査に携わってきました。その豊富な経験、知識および高い倫理観を活かし、グローバルな視点から当社の経営に対し、客観的、中立的な監査を行えると判断したため、監査役候補者としました。なお、津田良洋氏は過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記理由により社外監査役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。 津田良洋氏は、十分な独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断しております。

4．補足説明

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　　a.　上場会社又はその子会社の業務執行者
　　b.　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　　c.　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　　d.　上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　　e.　上場会社の兄弟会社の業務執行者
　　f.　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　　g.　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　　h.　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　　i.　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　　j.　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　　k.　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　　l.　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。